

第3 不利益処分に係る処分基準

火薬類取締法に定める処分に該当する条項を処分基準とする。

処分の名称	該当する条項
製造又は販売業者の許可の取消し	第8条
製造施設又は製造方法の基準適合命令	第9条第3項
貯蔵の基準適合命令	第11条第3項
火薬庫の基準適合命令	第14条第2項
火薬類の譲渡又は譲受けの許可の取消し	第17条第3項
火薬類の消費許可の取消し	第25条第3項
危害予防規程の変更命令	第28条第4項
保安教育計画を定めるべき者の指定	第29条第4項
製造保安責任者等の解任命令	第34条第1項
取扱保安責任者等の解任命令	第34条第2項
安定度試験の実施命令	第36条第2項
報告の徴収	第42条
許可の取消し又は事業の停止命令	第44条
緊急措置	第45条

附 則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 仙台市火薬類取締事務審査基準（平成15年3月26日消防局長決裁）は、廃止する。